

十島村低入札価格調査実施要領新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(調査基準価格の設定)</p> <p>第3条 契約担当者(十島村契約規則第2条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)は、建設工事の請負契約に係る競争入札を行おうとする場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないと認められる場合の基準となる額(以下「調査基準価格」という。)をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、<u>100 分の 110</u> を乗じて得た額を基準として契約担当者が定めるものとする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額            (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額            (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額            (4) 一般管理費等の額に10分の<u>7.5</u>を乗じて得た額</p> <p>3 特別な工事の調査基準価格については、前項の算定方法にかかるらず、契約担当者が別に定める。</p> <p>4 調査基準価格の予定価格調書への記載については、規則様</p>	<p>(調査基準価格の設定)</p> <p>第3条 契約担当者(十島村契約規則第2条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)は、建設工事の請負契約に係る競争入札を行おうとする場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないと認められる場合の基準となる額(以下「調査基準価格」という。)をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、<u>100 分の 108</u> を乗じて得た額を基準として契約担当者が定めるものとする。ただし、その額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額            (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額            (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額            (4) 一般管理費等の額に10分の<u>5.5</u>を乗じて得た額</p> <p>3 特別な工事の調査基準価格については、前項の算定方法にかかるらず、契約担当者が別に定める。</p> <p>4 調査基準価格の予定価格調書への記載については、規則様</p>

式第2号その1中「最低制限価格」とあるのは、「調査基準価格」とする。

(失格基準価格)

第5条 契約担当者は、総合評価方式による競争入札を行おうとする場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める額（以下「失格基準価格」という。）をあらかじめ定めるものとし、当該申込みに係る価格が失格基準価格未満の者については、第4条の規定にかかわらず、低入札価格調査を実施することなく、失格とする。

2 失格基準価格の算定方法については、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を基準として契約担当者が定めるものとする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

3 特別な工事の失格基準価格については、前項の規定にかかわらず、契約担当者が別に定める。

4 失格基準価格については、予定価格調書の調査基準価格が記載された欄の下に、「失格基準価格￥○○」と記載し、さらに、当該失格基準価格に110分の100を乗じて得た金額

式第2号その1中「最低制限価格」とあるのは、「調査基準価格」とする。

(失格基準価格)

第5条 契約担当者は、総合評価方式による競争入札を行おうとする場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める額（以下「失格基準価格」という。）をあらかじめ定めるものとし、当該申込みに係る価格が失格基準価格未満の者については、第4条の規定にかかわらず、低入札価格調査を実施することなく、失格とする。

2 失格基準価格の算定方法については、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額を基準として契約担当者が定めるものとする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

3 特別な工事の失格基準価格については、前項の規定にかかわらず、契約担当者が別に定める。

4 失格基準価格については、予定価格調書の調査基準価格が記載された欄の下に、「失格基準価格￥○○」と記載し、さらに、当該失格基準価格に108分の100を乗じて得た金額

を「(失格基準価格の 110 分の 100 ¥〇〇)」と記載してお  
くものとする。

を「(失格基準価格の 108 分の 100 ¥〇〇)」と記載してお  
くものとする。